

返戻金制度について

❖返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した求職者が、入社後本人の都合による退社または自己の責めに帰すべき事由により雇用契約を終了した場合、求人者へ追加料金を課すことなく、別の適切な求職者を紹介するよう努めます。30 日以内に適切な求職者を紹介できなかった場合、受領した紹介手数料から下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- 入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 75%を返金
- 入社後 31 日から 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%を返金
- 入社後 61 日から 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 25%を返金

ただし、求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

返戻金制度は個別の有料職業紹介契約書等において、別の定めをする場合があります。

許可番号	13-ユ-315161
------	-------------

事業所の名称及び所在地	株式会社 NES Polarities
-------------	---------------------

東京都大田区大森北 1-14-1 フルヤビル 4 階
